

2020年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社オプトエレクトロニクス  
代表者名 代表取締役社長 俵 政美  
(JASDAQ・コード6664)  
問合せ先 管理部部长 石川 勝利  
電 話 048-446-1181

## (開示事項の経過) 当社に対する訴訟の提起及び営業費用の計上に関するお知らせ

当社は、HONEYWELL INTERNATIONAL, INC., (以下「HONEYWELL 社」といいます。)の子会社である METROLOGIC INSTRUMENTS, INC., (以下「METROLOGIC 社」といいます。)及び HAND HELD PRODUCTS, INC., (以下「HAND HELD 社」といいます。)よりオランダ及びドイツにて訴訟を提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の原因及び経緯

2019年6月21日付プレスリリースでお知らせしましたとおり、当社は、「HONEYWELL 社」及びその子会社である「METROLOGIC 社」、「HAND HELD 社」の3社から、米国国際貿易委員会及びデラウェア州地方裁判所に当社のバーコード読取製品が同社グループの特許を侵害しているものとして、特許権侵害を理由とする米国への輸入差止め及び損害賠償の申立て(以下「米国訴訟」といいます。)を受けておりました。

その後、下記2. のとおりオランダ及びドイツにおいて同様の訴訟が提起されましたが(以下「欧州訴訟」といいます。)、全ての訴状を確認する前に、2020年2月10日付「当社に対する訴訟の和解に関するお知らせ」及び2020年2月17日付「(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の和解に関するお知らせ及び特別損失の計上に関するお知らせ」においてお知らせした通り、米国訴訟は2020年1月22日(以下、「和解日」といいます。)に和解契約を締結し、当社から HONEYWELL 社への和解金9百万米ドルの支払いをもって訴えが取下げられました。

この和解金は、和解日以前に実施した全世界の2次元製品の販売にかかるロイヤリティに相当するものであり、欧州訴訟において想定されていた損害賠償額も含んでおります。

また、欧州を含む米国以外の地域の取り扱いについても、速やかに和解契約を締結し、欧州訴訟は審理開始前に取下げとなる見込みであったため、当社の財務諸表にかかる影響は非常に軽微なものと見込んでおりました。

しかし、今日まで HONEYWELL 社と慎重に協議を重ねてまいりましたが、合意に至っておりません。一部地域において審理開始日も決定したことから、欧州訴訟手続にかかる弁護士費用等を算定した結果、総額で約3.5百万ユーロ(約411百万円相当)となる見込みとなったため、本件の開示に至りました。

2. 訴訟が提起された裁判所等及び年月日（いずれも現地時間）

(1) オランダ

地方裁判所	ハーグ
年月日 (訴状送達日)	2020年1月9日 (2020年1月17日)
訴訟を提起した者	名称：HAND HELD PRODUCTS, INC., 所在地：9680 Old Bailes Road, Fort Mill, South Carolina 29707
訴えの内容	当社製品のヨーロッパにおける販売差止、並びに販売額、商流、顧客及び製品に関する情報の開示
損害賠償予定額	損害賠償額については、米国訴訟の和解契約時に支払った和解金をもって和解日以前の支払いは完了しており、和解日以降から新たに算定される見込みです。現時点で算定が困難でありますため、判明次第改めてお知らせいたします。
費用（予定額）	0.5百万ユーロ（約60百万円）

(2) ドイツ

地方裁判所	デュッセルドルフ	マンハイム	ミュンヘン
年月日 (訴状送達日)	2020年1月9日 (2020年2月11日)	2020年1月9日 (2020年1月22日)	2020年1月9日 (2020年2月20日)
訴訟を提起した者	名称：HAND HELD PRODUCTS, INC., 所在地：9680 Old Bailes Road, Fort Mill, South Carolina 29707	名称：HAND HELD PRODUCTS, INC., 所在地：9680 Old Bailes Road, Fort Mill, South Carolina 29707	名称：METROLOGIC INSTRUMENTS, INC., 所在地：9680 Old Bailes Road, Fort Mill, South Carolina 29707
訴えの内容	当社製品の当該地域における販売差止、 売上、商流、顧客及び製品に関する情報の開示、 並びに当社製品の排除	当社製品の当該地域における販売差止、 売上、商流、顧客及び製品に関する情報の開示、 並びに当社製品の排除及び破棄	当社製品の当該地域における販売差止、 売上、商流、顧客及び製品に関する情報の開示、 並びに当社製品の排除及び破棄
損害賠償予定額	損害賠償額については、米国訴訟の和解契約時に支払った和解金をもって和解日以前の支払いは完了しており、和解日以降から新たに算定される見込みです。現時点で算定が困難でありますため、判明次第改めてお知らせいたします。		
費用（予定額）	3百万ユーロ（約350百万円）		

3. 今後の見通し

欧州訴訟のスケジュールに基づき弁護士費用等を試算した結果、2020年11月期において販売費及び一般管理費約270百万円を計上する見込みとなりました。詳細につきましては2020年4月24日に公表した「2020年11月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、米国訴訟と同様に、当社製品がHONEYWELL社の特許を侵害していないものとして、当該特許の非侵害及び無効の主張、その他適切な反論を行い、同時に、和解に向けた交渉を継続します。

なお、本件訴訟は当社グループの今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響を正確に見積もることは困難であります。

欧州訴訟に関して、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせする予定であります。

以上